

須賀川市における 「固定資産税評価通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

従来、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、須賀川市長が交付した「固定資産税評価通知書」を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局郡山支局へ提出していただいておりましたが、電子化に伴い以下のとおり手続等が一部変更となりました。

■須賀川市内の不動産（土地・建物）について、所有権移転登記等の登記申請をされる際に、須賀川市長が交付しておりました「固定資産税評価通知書」は令和8年1月31日をもって廃止されました（未評価地については、継続交付されます。）。

■「固定資産税評価通知書」に代わるものとして、「固定資産（土地・家屋）課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記明細書がない場合は、須賀川市長が発行する「固定資産税評価証明書」又は「固定資産土地・家屋名寄帳」の添付が必要となります。

※「固定資産税評価証明書」、「固定資産土地・家屋名寄帳」等の請求方法等につきましては、須賀川市役所税務課税制係（TEL0248-88-9123）までお問い合わせください。

※これら書類の原本の添付は不要ですが、写しの添付にご協力ください。

登記申請をされる際は、①「固定資産（土地・家屋）課税明細書」、②「固定資産税評価証明書」、③「固定資産土地・家屋名寄帳」等により、これまでと同様に不動産の課税標準額を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただくようお願いいたします。

令和8年2月

福島地方法務局郡山支局
TEL024-962-4500